

特-16 第 3767号	瑞穂建設株式会社	宮崎 茂	下高井郡木島平村大字往郷20-14	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成19年11月22日	平成19年11月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-19 第 2569号	株式会社高橋造園	嶋原 雅夫	長野市箱清水2-10-5	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(石工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成19年11月27日	平成19年11月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14 第17401号	株式会社信濃技研	川手裕二郎	塩尻市大字広丘堅石1190-2	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	平成19年11月28日	平成19年11月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14 第22092号	株式会社日本総業	庵谷 政憲	松本市蟻ヶ崎台5-2	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成19年11月28日	平成19年11月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-18 第 556号	山本工業株式会社	山本 勇	上田市生田B524-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(消防施設工事業)の取消し	平成19年11月28日	平成19年11月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-18 第17161号	黒河内建設株式会社	黒河内勇雄	上伊那郡宮田村3010	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(電気工事業)の取消し	平成19年11月28日	平成19年11月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14 第17440号	有限会社金田ボーリング	金田 武人	飯田市鼎下山1362-2	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成19年11月29日	平成19年11月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14 第 3580号	有限会社畔上業務店	畔上 善市	中野市小館1-7	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業)の取消し	平成19年12月4日	平成19年11月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14 第 3339号	矢野建築	矢野 章造	中野市大字西条1240	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び大工工事業)の取消し	平成19年12月4日	平成19年11月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-18 第23077号	株式会社えびす商会	清水 保男	長野市松代町小島田3311-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(造園工事業)の取消し	平成19年12月4日	平成19年11月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14 第 3505号	長野鋼材株式会社	竹下 公丈	長野市稲里町中央4-21-38	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、鉄筋工事	平成19年12月5日	平成19年11月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このこ

				業及び建具工事業)の取消し		とが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14 第12802号	船渡冷機(有)	船渡秀一	上田市中央4-4-6	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成19年12月4日	平成19年12月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-18 第437号	有馬建設株式会社	有馬哲也	伊那市美篤10803	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成19年12月4日	平成19年11月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-18 第196号	株式会社吉野組	吉野君一	下伊那郡大鹿村大字大河原399-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業及び造園工事業)の取消し	平成19年12月11日	平成19年12月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-17 第19379号	有限会社昭成電気	中尾英明	伊那市伊那4020	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(電気工事業)の取消し	平成19年12月11日	平成19年12月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-18 第4298号	株式会社宮本	宮本富雄	中野市大字江部1378-5	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、造園工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成19年12月12日	平成19年11月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-15 第22386号	イシダ特殊破碎工業有限会社	石田明秀	安曇野市堀金三田1466-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(とび・土工工事業)の取消し	平成19年12月14日	平成19年12月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14 第3524号	北村建設	北村昭夫	佐久市臼田593	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業及び屋根工事業)の取消し	平成19年12月14日	平成19年12月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-17 第10988号	有限会社丸富工業	富永将治	上伊那郡飯島町七久保477-2	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(板金工事業)の取消し	平成19年12月7日	平成19年11月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-16 第10774号	有限会社浅科建設	高野満	佐久市矢島172-2	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成19年12月19日	平成19年12月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-17 第15742号	有限会社山久土建	宮坂光治	諏訪郡原木5965-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(管工事業)の取消し	平成19年12月20日	平成19年12月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

特-17 第 6407号	株式会社小幡建設	小幡日出男	上田市材木町2-9-4	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(土木工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成19年12月25日	平成19年10月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14 第19058号	株式会社コーティングコーポレーション	宮下顕一	長野市金井田66	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び鋼構造物工事業)の取消し	平成20年1月4日	平成19年12月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-18 第 729号	新日管業株式会社	菅沢俊明	長野市吉田5-9-27	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成20年1月8日	平成19年12月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-16 第17132号	笠原建設株式会社	吉川裕二	千曲市大字内川字中川原581-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成20年1月8日	平成19年12月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-17 第10986号	株式会社光進	後藤真二	飯田市上殿岡153-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業及び建具工事業)の取消し	平成20年1月8日	平成19年12月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-16 第 3756号	丸萬建設株式会社	高橋康徳	南佐久郡佐久穂町大字畠100	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(管工事業)の取消し	平成20年1月8日	平成19年12月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-14 第19855号	ダイワ建設株式会社	平井富士雄	須坂市臥竜6-7-4	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(建築工事業及び大工工事業)の取消し	平成20年1月10日	平成19年12月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-17 第 8343号	株式会社北沢建築	北澤宗則	上伊那郡箕輪町大字中箕輪307	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、管工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成20年1月11日	平成19年12月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-19 第15668号	有限会社柳澤建築	中田安志	松本市浅間温泉3-23-5	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成20年1月11日	平成20年1月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-19 第12526号	株式会社北竜	山田勇	中野市大字江部1069-5	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、さく井工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成20年1月11日	平成20年1月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-19 第14475号	株式会社昌栄土建興業	清水昌敏	諏訪郡原村柏木8923-1	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(造園工事業)の取消し	平成20年1月16日	平成19年11月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14 第20430号	情報通信設備株式会社	松木和夫	長野市大字風間字下河原2034-15	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(消防施設工事業)の取	平成20年1月21日	平成20年1月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このこ

				消し		とが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-18 第23015号	溝上建設有限会社	溝上庄一郎	上田市別所温泉 10-10	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工・コンクリート工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成20年 1月22日	平成20年1月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-18 第13863号	大要設備有限会社	安達正寛	諏訪市湖岸通り 1-20-7	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(管工事業)の取消し	平成20年 1月22日	平成20年1月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-19 第 925号	春原工務店	春原公男	長野市若穂2619-2	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び大工工事業)の取消し	平成20年 1月22日	平成20年1月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-19 第 2181号	有限会社宇都宮設備工業所	宇都宮和男	長野市川中島町御厨字村前1378-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(管工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成20年 1月23日	平成20年1月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-19 第17243号	有限会社笠原建設	笠原敦徳	上高井郡小布施町大字小布施854-54	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び大工工事業)の取消し	平成20年 1月23日	平成20年1月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14 第22199号	有限会社集	田中ゆかり	松本市大字原12-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	平成20年 1月28日	平成20年1月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-17 第11024号	大晴建設	中澤晴久	長野市箱清水2-20-6	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び大工工事業)の取消し	平成20年 1月30日	平成19年12月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-19 第23373号	有限会社江嶋工業	江嶋尚久	諏訪市大字中州3048-5	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(とび・土工・コンクリート工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成20年 1月31日	平成20年1月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-17 第22824号	株式会社細野建設	細野智明	北安曇郡小谷村大字中土6533-3	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(塗装工事業)の取消し	平成20年 1月31日	平成20年1月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-18 第21649号	有限会社建設機工	浅田安広	北安曇郡池田町大字池田898-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(造園工事業)の取消し	平成20年 1月31日	平成20年1月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同条第2項により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成20年3月27日

長野県知事 村井 仁

1 都市計画の種類及び名称

佐久都市計画地区計画 原東1号線沿線地区地区計画

2 縦覧場所

長野県土木部都市計画課及び佐久市役所

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により、次のとおり宅地建物取引業者の免許を取り消しました。

平成20年3月27日

長野県知事 村井 仁

1 宅地建物取引業者

名 称	代表者氏名	事務所所在地	免許番号	免許年月日
有限会社フジ総業	近藤 淳	千曲市大字杭瀬下82	長野県知事(8) 2365号	平成15年12月26日
有限会社アルプス開発	本間 公男	松本市渚2-4-37	長野県知事(4) 3973号	平成15年12月1日

2 免許取消年月日

平成20年3月19日

建築管理課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成20年3月27日

長野県立須坂病院長 齊藤 博

1 落札に係る役務の名称

長野県立須坂病院清掃業務委託

2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地

(1) 名称 長野県立須坂病院

(2) 所在地 須坂市大字須坂1332

3 落札を決定した日

平成20年3月6日

4 落札者の名称及び所在地

(1) 名称 伊那美装株式会社

(2) 所在地 伊那市大字伊那部5345番地1

平成20年3月27日

長野県知事 村井 仁

1 都市計画事業の種類及び名称

茅野都市計画道路事業 3・4・10号仲町通線

茅野都市計画道路事業 3・6・17号茅野北山線

茅野都市計画道路事業 3・4・2号大年線

茅野都市計画道路事業 3・5・8号中河原上原線

2 施行者の名称

長野県

3 事務所の所在地

諏訪建設事務所（諏訪市上川1-1644-10）

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

都市計画課

建築管理課

5 落札金額

35,267,400円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

平成20年1月24日

県立病院課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成20年3月27日

長野県立こども病院長 宮坂 勝之

1 落札に係る役務の名称

長野県立こども病院清掃業務委託

2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地

(1) 名称 長野県立こども病院

(2) 所在地 安曇野市豊科3100

3 落札を決定した日

平成20年3月5日

4 落札者の名称及び所在地

(1) 名称 株式会社日本ビルシステムズ

(2) 所在地 上田市天神1丁目8番1号

5 落札金額

25,956,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

平成20年1月24日

県立病院課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成20年3月27日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項第1号の規定による許可を受けて銃砲又は空気銃（以下「銃砲等」という。）を所持する者であって、同号の規定により新たに銃砲等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により銃砲等の許可の更新を受けようとするもの。

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
5月1日 (木)	午後1時 から 午後4時 まで	松本会場	松本市大字島立1020 長野県松本合同庁舎	60名
5月8日 (木)	午後1時 から 午後4時 まで	飯山会場	飯山市大字飯山1436-1 飯山市民会館	60名
5月14日 (水)	午後1時 から 午後4時 まで	伊那会場	伊那市伊那部5053 伊那公民館	90名
5月21日 (水)	午後1時 から 午後4時 まで	上田会場	上田市上田原1640 長野県上田創造館	50名

3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
獣銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
獣銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、獣銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書1通にはり、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成20年3月27日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
初心者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による獣銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの（同号の規定による許可を受けて、獣銃又は空気銃を所持する者を除く。）

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
5月29日 (木)	午前10時 から 午後4時 まで	塩尻会場	塩尻市大門7-4-3 塩尻市総合文化センター	60名

3 講習科目、時間数及び考查方法

講習科目	時間数	考查方法
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	3時間	講習終了後、正誤式による考查を行います。(所要時間60分)
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	2時間	

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込みください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料6,800円は、長野県収入証紙（申込書1通にはり、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

長野県短期大学教員採用のための選考を次のとおり行います。

平成20年3月27日

長野県短期大学長 上條宏之

1 採用予定の教員の種別及び人員

幼児教育学科・専攻科幼児教育学専攻所属の乳幼児の音楽教育担当教授、准教授又は助教（助教は本学では専任講師相当の職である。）1名

2 担当科目

ピアノのレッスンⅠからⅢまで、幼児の音楽教育、幼児の音楽指導、幼児教育学総合演習（音楽）、幼児教育学専修研究（音楽）（幼児教育学専修研究（音楽）は平成22年度より廃止）並びに教師入門セミナー

3 応募資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 上記専門分野及び関連領域において修士若しくは専門職学位（外国において授与されたものも含みます。）以上の学位を取得若しくは取得見込みの者又はこれらと同等以上の教育能力及び研究能力を有する者
- (2) 大学（短期大学及び高等専門学校を含みます。）等において通算6年以上の教育若しくは研究の経験（大学院在学期間及び

非常勤講師期間を含みます。）を有する者又はこれに相当する教育若しくは研究の経験（演奏等を継続的に行っていた期間を含みます。）を有する者

- (3) 論文又は講演等の関連資料3編（博士論文又は修士論文を含みます。）以上の研究業績又はこれに準ずる研究能力を有する者
- (4) 年齢は問いません。ただし、本学の定年は63歳です。

4 採用予定日

平成20年10月1日

5 応募書類の受付期限及び提出先

(1) 受付期限

平成20年5月16日（金）（必着）

(2) 提出先

郵便番号 380-8525

長野市三輪8-49-7

長野県短期大学

(3) その他

郵送により提出する場合は、封筒の表に「幼児教育学科教員応募書類在中」と朱書きし、簡易書留等確実な方法により送付してください。

6 応募書類

(1) 履歴書

(2) 教育実績一覧（これまで担当した主な科目に授業概要を付し、それらの科目的教授において行った教育内容、教育方法上の工夫等を記してください。なお、教育実績がない場合は省略することもできます。）

(3) 研究業績一覧（論文等の業績には、審査の有無を記し、200字以内にまとめた概要を3編以上かつその中に5年以内の業績を1編以上含んで添付してください。）

(4) 主な研究業績の原本又は別刷若しくは写し（それに代えて演奏等の音声又は映像の記録でもかまいません。）

(5) 教育の総括書（これまでの教育活動を概観し、今後の抱負を具体的に2,000字以内にまとめてください。これに加え教育実績を示す資料を添付することもできます。）

(6) 研究の総括書（これまでの研究全体を概観し、併せて担当予定科目との関連性について、2,000字以内にまとめてください。）

(7) 大学その他の所属機関の運営に係る活動実績の総括書（大学その他の所属機関の運営に参画し、貢献した実績を概観し、1,000字以内にまとめてください。これに加えて実績を示す資料を添付することもできます。なお、活動実績がない場合は省略することができます。）

(8) 学会又は社会における活動実績の総括書（学会又は社会における活動や貢献の実績を概観し、1,000字以内にまとめてください。これに加えて実績を示す資料を添付することもできます。なお、該当する実績がない場合は省略することができます。）

(9) 照会先（2名）を記載した書類（応募者の人物、研究、教育活動等について問い合わせが可能な方の氏名及び連絡先を記載してください。）

(10) 推薦書1通

7 選考方法

書類選考とし、必要に応じて面接を行います（面接を行う場合の交通費は、応募者の負担となります。）。また、面接の際には、

主な担当科目に関するシラバス案等の提出や模擬授業を求めることがあります。

8 その他

- (1) 応募書類の返却を希望する場合は、応募の際に所要の額の切手又は着払い用宅配便用紙をはった宛先明記の返信用封筒を同封してください。
- (2) 応募についての問い合わせは、長野県短期大学幼稚教育学科（電話 026-234-1221（代表）、ファクシミリ 026-235-0026）に行ってください。
- (3) この選考の実施に際して収集する個人情報は、この選考のために必要な範囲でのみ利用します。

教育総務課



長野県訓令第1号

本庁内部部局

現地機関

長野県職務育成品種規程（昭和56年長野県訓令第12号）の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行します。

平成20年3月27日

長野県知事 村井 仁

第2条第1号中「昭和22年法律第115号」を「平成10年法律第83号」に、「第1条の2第4項」を「第2条第2項」に改め、同条第2号中「第7条第1項」を「第3条第1項」に改め、同条第3号中「第10条第1項」を「第3条第1項」に改め、同条第4号中「第12条の5第1項」を「第3条第1項」に、「品種登録者」を「品種登録を受けた者」に改め、同条第5号中「、営農技術センター」を削り、同条第7号を次のように改める。

(7) 職務育成品種一法第8条第1項に規定する職務育成品種をいう。

第4条第2項中「きく」を「聴く」に改める。

第9条第1項第6号を次のように改める。

(6) 法第25条第1項の規定による専用利用権の設定又は同条第4項若しくは第26条第1項の規定による通常利用権の許諾をしたとき。

第10条第2項中「第12条の5第2項第1号」を「第25条第1項の専用利用権の設定又は同条第4項若しくは第26条第1項の通常利用権」に、「きいて」を「聴いて」に改める。

農業技術課